

介護予防短期入所生活介護 利用料金表

○高齢福祉年金受給者で、世帯全員が市民税非課税 ○生活保護受給者

第1段階	居室	介護度	基本単位	加算		単位合計	一部負担	滞在費	食費	日常生活費	喫茶代	合計 (円)	備考
				機能訓練 体制加算	サービス提 供 体制強化 加算								
	個室	要支援	451	12	6	469	0	380	300	50	100	830	*送迎片道に つき200円 が加算 されます
		要支援	561	12	6	579	0	380	300	50	100	830	
	多床室	要支援	451	12	6	469	0	0	300	50	100	450	
		要支援	561	12	6	579	0	0	300	50	100	450	

※介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)として、利用サービス単位数の合計(月まとめ)の13.6%分の単位が加算されます。

○世帯全員が市民税非課税で、所得金額+課税年金収入の合計金額が、80万円以下かつ預貯金額が650万円(単身)、1650万円(夫婦)以下の方

第2段階	居室	介護度	基本単位	加算		単位合計	一部負担	滞在費	食費	日常生活費	喫茶代	合計 (円)	備考
				機能訓練 体制加算	サービス提 供 体制強化 加算								
	個室	要支援	451	12	6	469	510	480	600	50	100	1,740	*送迎片道に つき200円 が加算 されます
		要支援	561	12	6	579	629	480	600	50	100	1,859	
	多床室	要支援	451	12	6	469	510	430	600	50	100	1,690	
		要支援	561	12	6	579	629	430	600	50	100	1,809	

※介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)として、利用サービス単位数の合計(月まとめ)の13.6%分の単位が加算されます。

○世帯全員が市民税非課税で、所得金額+課税年金収入の合計金額が、80万円以上120万円以下かつ預貯金額が550万円（単身）、1550万円（夫婦）以下

第3段階	居室	介護度	基本単位	加算		単位合計	一部負担	滞在費	食費	日常生活費	喫茶代	合計 (円)	備考
				機能訓練 体制加算	サービス提 供 体制強化 加算								
①	個室	要支援	451	12	6	469	510	880	1000	50	100	2,540	*送迎片道につき200円 が加算 されます
		要支援	561	12	6	579	629	880	1000	50	100	2,659	
	多床室	要支援	451	12	6	469	510	430	1000	50	100	2,090	
		要支援	561	12	6	579	629	430	1000	50	100	2,209	

※介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）として、利用サービス単位数の合計（月まとめ）の13.6%分の単位が加算されます。

○世帯全員が市民税非課税で、所得金額+課税年金収入の合計金額が、120万円以上かつ預貯金額が500万円（単身）、1500万円（夫婦）以下の方

第3段階	居室	介護度	基本単位	加算		単位合計	一部負担	滞在費	食費	日常生活費	喫茶代	合計 (円)	備考
				機能訓練 体制加算	サービス提 供 体制強化 加算								
②	個室	要支援	451	12	6	469	510	880	1300	50	100	2,840	*送迎片道につき200円 が加算 されます
		要支援	561	12	6	579	629	880	1300	50	100	2,959	
	多床室	要支援	451	12	6	469	510	430	1300	50	100	2,390	
		要支援	561	12	6	579	629	430	1300	50	100	2,509	

※介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）として、利用サービス単位数の合計（月まとめ）の13.6%分の単位が加算されます。

○本人は市民税非課税だが、世帯の中に課税者がいる、本人が市民税課税者である

第4段階	居室	介護度	基本単位	加算		単位合計	一部負担	滞在費	食費	日常生活費	喫茶代	合計 (円)	備考
				機能訓練 体制加算	サービス提 供 体制強化 加算								
第4段階	個室	要支援	451	12	6	469	510	1231	1445	50	100	3,336	*送迎片道につき200円 が加算 されます
		要支援	561	12	6	579	629	1231	1445	50	100	3,455	
	多床室	要支援	451	12	6	469	510	915	1445	50	100	3,020	
		要支援	561	12	6	579	629	915	1445	50	100	3,139	

※介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）として、利用サービス単位数の合計（月まとめ）の13.6%分の単位が加算されます。